

第106期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 会社の体制及び方針

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

■監査報告書

上記の事項につきましては、法令及び当社の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

「4. 会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等」に記載のとおり、2019 年度より役員報酬制度の見直しを行い、株式関連報酬を下記①記載の株式報酬型ストックオプションから、②勤続条件付株式報酬型ストックオプション及び③業績連動条件付株式報酬型ストックオプションに切り替えました。

①2009 年 3 月～2018 年 6 月株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

名 称 (取締役会発行決議日)	新株予約権を行使 することができる期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 発行価額	新株予約権行使時の 払込金額
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2009年3月発行新株予約権 (2009年1月30日)	2009年4月1日から 2039年3月31日まで	14 個	普通株式 7,000 株	1 個あたり 493,000 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2010年3月発行新株予約権 (2010年1月28日)	2010年4月1日から 2040年3月31日まで	23 個	普通株式 11,500 株	1 個あたり 568,000 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2011年3月発行新株予約権 (2011年2月24日)	2011年4月1日から 2041年3月31日まで	34 個	普通株式 17,000 株	1 個あたり 492,000 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2012年2月発行新株予約権 (2012年1月26日)	2012年3月1日から 2042年2月28日まで	40 個	普通株式 20,000 株	1 個あたり 550,000 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2013年3月発行新株予約権 (2013年1月31日)	2013年4月1日から 2043年3月31日まで	56 個	普通株式 28,000 株	1 個あたり 966,000 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2014年3月発行新株予約権 (2014年1月31日)	2014年4月1日から 2044年3月31日まで	58 個	普通株式 29,000 株	1 個あたり 783,000 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2015年3月発行新株予約権 (2015年1月30日)	2015年4月1日から 2045年3月31日まで	77 個	普通株式 38,500 株	1 個あたり 1,070,500 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2016年3月発行新株予約権 (2016年1月28日)	2016年4月1日から 2046年3月31日まで	93 個	普通株式 46,500 株	1 個あたり 899,000 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2017年3月発行新株予約権 (2017年1月26日)	2017年4月1日から 2047年3月31日まで	118 個	普通株式 59,000 株	1 個あたり 822,500 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2018年3月発行新株予約権 (2017年9月28日)	2018年4月1日から 2048年3月31日まで	132 個	普通株式 66,000 株	1 個あたり 895,500 円	1 株あたり 1 円
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会 社2018年6月発行新株予約権 (2018年6月22日)	2018年7月1日から 2048年6月30日まで	140 個	普通株式 70,000 株	1 個あたり 807,500 円	1 株あたり 1 円

注. 上記新株予約権の主な行使の条件

当社及び株式会社阪急阪神百貨店の取締役・監査役・執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間行使することができます。

②勤続条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

名 称 (取締役会発行決議日)	新株予約権を行使 することができる期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 発行価額	新株予約権行使時の 払込金額
2019年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2019年6月26日)	2019年7月16日から 2049年7月15日まで	900 個	普通株式 90,000 株	1 個あたり 99,500 円	1 株あたり 1 円
2020年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2020年6月23日)	2020年7月16日から 2050年7月15日まで	950 個	普通株式 95,000 株	1 個あたり 46,000 円	1 株あたり 1 円
2021年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2021年6月22日)	2021年7月16日から 2051年7月15日まで	985 個	普通株式 98,500 株	1 個あたり 74,100 円	1 株あたり 1 円

2022年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2022年6月22日)	2022年7月16日から 2052年7月15日まで	1,025 個	普通株式 102,500 株	1 個あたり 81,900 円	1 株あたり 1 円
2023年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2023年6月28日)	2023年7月16日から 2053年7月15日まで	1,055 個	普通株式 105,500 株	1 個あたり 132,900 円	1 株あたり 1 円
2024年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2024年6月25日)	2024年7月16日から 2054年7月15日まで	1,015 個	普通株式 101,500 株	1 個あたり 247,900 円	1 株あたり 1 円

注. 上記新株予約権の主な行使の条件

当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）・監査役・執行役員等役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間行使することができます。

③業績連動条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

名 称 (取締役会発行決議日)	新株予約権を行使 することができる期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 発行価額	新株予約権行使時の 払込金額
2021年8月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション) (2021年7月28日)	2021年9月1日から 2051年8月31日まで	340 個	普通株式 34,000 株	1 個あたり 69,900 円	1 株あたり 1 円
2022年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション) (2022年6月22日)	2022年7月16日から 2052年7月15日まで	360 個	普通株式 36,000 株	1 個あたり 80,900 円	1 株あたり 1 円
2023年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション) (2023年6月28日)	2023年7月16日から 2053年7月15日まで	380 個	普通株式 38,000 株	1 個あたり 132,500 円	1 株あたり 1 円
2024年7月発行新株予約権B (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2024年6月25日)	2024年7月16日から 2054年7月15日まで	370 個	普通株式 37,000 株	1 個あたり 247,200 円	1 株あたり 1 円

注. 上記新株予約権の主な行使の条件

当社取締役会が予め定める指標について、当該指標の達成度に応じて、割当てられた新株予約権の0～100%の範囲で権利行使可能な個数を確定し、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）・監査役・執行役員等役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間行使することができます。なお、2021年8月、2022年7月、2023年7月及び2024年7月割当て分の業績連動指標は以下のとおりです。

・2021年8月、2022年7月及び2023年7月割当て分

指標	2023年度目標数値	ウェイト
①連結経常利益	140億円	50%
②連結ROIC	3.0%	50%

・2024年7月割当て分

指標	2026年度目標数値	ウェイト
①連結営業利益	320億円	50%
②連結ROIC	5.9%	50%

(2) 当事業年度末日における当社取締役の保有する新株予約権の状況
(2025年3月31日現在)

名 称	保有者数		新株予約権の数	目的となる株式の数
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2009年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	1名	3個	1,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2010年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	9個	4,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2011年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	14個	7,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2012年2月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	14個	7,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2013年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	22個	11,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2014年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	22個	11,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2015年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	29個	14,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2016年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	31個	15,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2017年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	36個	18,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2018年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	36個	18,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2018年6月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	37個	18,500株
2019年7月発行新株予約権A (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	185個	18,500株
	監査等委員である取締役	4名	40個	4,000株
2020年7月発行新株予約権A (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2021年7月発行新株予約権A (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2021年8月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株
2022年7月発行新株予約権A (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2022年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株
2023年7月発行新株予約権A (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2023年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株

2024年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	230個	23,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2024年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株

注．新株予約権の内容の概要は、上記（１）に記載のとおりです。

（３）当事業年度中に当社執行役員並びに子会社役員に交付された新株予約権の状況

名 称	交付者数		新株予約権の数	目的となる株式の数
2024年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション)	当社執行役員	7名	235個	23,500株
	子会社取締役、監査役及び執行役員	15名	500個	50,000株
2024年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	当社執行役員	7名	90個	9,000株
	子会社取締役及び執行役員	13名	190個	19,000株

注．新株予約権の内容の概要は、上記（１）に記載のとおりです。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	71 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	221 百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続き、報酬見積もりの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の継続監査年数や報酬額等を勘案し、監査の品質及び効率が低下するおそれがあり、かつ、改善の見込みがない場合や、会計監査人の評価を踏まえ監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【コンプライアンス】

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H2Oリテイリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任いたします。

コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、当社及び当社グループ各事業に責任者を置き、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為または不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

また、内部監査担当を設置し、内部監査に関する規程に従い、当社グループの内部監査を実施いたします。

【財務報告の信頼性を確保するための体制の整備】

当社及び当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたします。

【反社会的勢力の排除に向けた体制の整備】

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H2Oリテイリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備いたします。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【リスク管理体制】

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びに当社グループ各事業において、事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、当社グループのリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備いたします。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社

及び当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社及び当社グループ各社の経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置いたします。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正いたします。

また、職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にいたします。

- 5) 当社グループ各社の当社への報告に関する体制、その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めるものとし、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議いたします。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象といたします。

- 6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ（以下「監査等委員会専任スタッフ」といいます）を任命いたします。また、監査等委員会専任スタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令に服さないものといたします。

- 7) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員と代表取締役、監査等委員と各スタッフとの会合、グループ監査役連絡会（当社からは監査等委員が出席）の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査等委員の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行います。

当社グループの役員及び社員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当該会社の監査等委員または監査役に報告し、報告を受けた監査等委員または監査役は直ちに当社監査等委員会に報告いたします。

当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する当社監査等委員会への報告を定期的に行います。

また、当社グループの監査等委員会または監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会専任スタッフを当社グループ各社の監査役として任命いたします。

監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担いたします。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

② 当期における運用状況の概要

以下のとおり、当社及び当社グループ各社における各取組みの継続的な推進によって、業務の適正を図っております。

- 1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「H2Oリテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」を定めるとともに、当社グループ各社が遵守すべき基本事項をまとめたグループ運営ルールを整備し、周知徹底を行っております。

「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」においては、当期は、南海トラフ地震及び人権デュー・デリジェンスをグループの重点リスク、取り組みテーマとして定め、現状の取り組み内容や課題の確認及び今後の対応について審議を行いました。これらの重点リスクについては、実践的な対応の実現に向け今後も継続して取り組んでまいります。

専門部会である公正取引、食品衛生、品質管理、情報セキュリティ、防災・パンデミック、労働環境・人権等の各部会においても、それぞれの重要課題に取り組みました。各部会の取り組みに関しては、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」が継続的に取り組み状況について報告を受け、情報共有を行っており、グループとして重要課題に実効的に対処しております。

また、当社グループにおけるコンプライアンス推進とリスクの未然防止を図るため、グループ各社のコンプライアンス担当者を対象に「コンプライアンス連絡会」を随時開催しております。当期は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス保護法）の遵守及び個人情報の保護を目的としたセキュリティ事故への対応策等について、グループ各社への周知・対応の徹底を推進することにより、当社グループとしての公正な取引環境の拡充や重要性を増す情報セキュリティへの意識啓発をはじめ、各種課題への事前対応につなげております。

加えて、多様性を認め合う職場づくりの推進を目的に当社及びグループ各社の役員を対象にしたLGBTQ+（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性）に関する研修を実施しました。また、グループ会社全社の経営職（管理職）を対象にしたグループ合同ハラスメント研修も実施し、ハラスメントに関する知識・知見の習得による職場におけるハラスメント行為の未然防止と、よりよい職場づくりの実現に向けて継続的な取り組みを開始しております。

内部通報制度「コンプライアンスホットライン」につきましては、当社及び中核会社に設置している通報窓口について、ポスターや社内ポータルサイトを活用し周知徹底を継続することにより、グループ各社においても継続的かつ安定的に運用しております。また、通報の内容については、必要に応じて外部弁護士の客観的な意見を踏まえつつ、代表取締役及び常勤監査等委員へ定期的に報告しております。

なお、反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しております。

- 2) 財務報告の信頼性を確保するための取り組みとしては、2024年5月20日付の株式取得による寧波開発株式会社の子会社化に伴い、孫会社にあたる寧波阪急商業有限公司を期中に全社統制の評価範囲に追加し、当社グループ全体としての統制状況の評価と、主に株式会社阪急阪神百貨店、イズミヤ・

阪急オアシス株式会社及び株式会社関西スーパーマーケットの業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用状況の評価を実施したほか、一部の子会社に対して統制環境の整備と業務の実効性の強化を図りました。今後はさらに対象を拡大するなど、引き続きグループの内部統制の充実に寄与してまいります。

- 3) 監査を支える体制においては、引き続き、監査等委員会専任スタッフ 15 名を監査等委員会の要請に基づき配置するとともに、当該スタッフをグループ各社の監査役及び内部監査担当として選任しております。

また、社外取締役監査等委員と代表取締役との会合を定期開催し、常勤監査等委員がグループ経営会議や主要な子会社の経営会議などの重要な会議に出席するとともに、経営企画室、開発室、事業推進室、IT・デジタル推進室、財務室、総務室、人事室、J-SOX担当のスタッフとの会合を定期的を実施し、グループ各社については、各社の監査役が各社の経営会議などの会議に出席しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる適正な財務体質の構築と成長投資に必要なキャッシュ・フロー、事業年度ごとの業績を勘案しながら安定的な利益還元を行うことを基本に、親会社株主に帰属する当期純利益、連結純資産、連結キャッシュ・フローの中長期の計画から総合的に判断して最適な成果配分を行うことを基本方針としております。

当期の連結業績は、「1. (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおり、親会社株主に帰属する当期純利益が過去最高となったことから、期末配当金は1株当たり22円とし、当期の1株当たり年間配当額につきましては42円といたします。

連結株主資本等変動計算書

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 : 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,796	94,689	124,078	△13,768	222,795
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	876	—	876
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,796	94,689	124,954	△13,768	223,672
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△4,233	—	△4,233
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	34,842	—	34,842
自己株式の取得・処分	—	△3,492	—	△24,872	△28,365
株式交換による変動	—	△10,561	—	33,094	22,533
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△14,054	30,609	8,222	24,776
当期末残高	17,796	80,635	155,564	△5,546	248,449

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	土 地 再評価 差額金	為替 換算 調整 勘定	退職給付 に係る 調 整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合 計			
当期首残高	44,048	671	1,932	△1,656	44,995	1,351	24,006	293,149
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	876
会計方針の変更を反映した当期首残高	44,048	671	1,932	△1,656	44,995	1,351	24,006	294,026
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△4,233
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	34,842
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	—	—	—	△28,365
株式交換による変動	—	—	—	—	—	—	—	22,533
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,558	△2	△517	2,773	5,811	111	△11,306	△5,383
当期変動額合計	3,558	△2	△517	2,773	5,811	111	△11,306	19,393
当期末残高	47,606	668	1,415	1,116	50,807	1,462	12,700	313,420

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 43社

主要な連結子会社の名称

株式会社阪急阪神百貨店、イズミヤ・阪急オアシス株式会社

株式会社関西スーパーマーケット

当連結会計年度より、以下の会社を連結の範囲に含めております。

- ・寧波開発株式会社（株式の追加取得による子会社化）
- ・寧波阪急商業有限公司（株式の追加取得による子会社化）

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 7社

主要な持分法適用関連会社名

全聯阪急麵包股份有限公司、株式会社CFIZ

持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社スーパーナショナル、マサミキャトルランチ Inc.

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度より、以下の会社を持分法の適用の範囲から除外しております。

- ・寧波開発株式会社及び寧波阪急商業有限公司（株式の追加取得による子会社化）

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日と異なる決算日の子会社については連結決算日までの間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デ リ バ テ ィ ブ

時価法

棚 卸 資 産

原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

商品及び製品

主として売価還元法

仕掛品

主として総平均法

原材料及び貯蔵品

主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

リース資産以外の

有形固定資産

主として定額法

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

無 形 固 定 資 産

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

店 舗 等 閉 鎖 損 失 引 当 金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

役 員 退 職 慰 労 引 当 金

一部の連結子会社の役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

商 品 券 等 回 収 引 当 金

一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来の回収見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益認識

当社グループは、主として百貨店、食品スーパー、商業施設で食料品、衣料品、身の回り品、家庭用品等の販売を行っております。このような商品販売については、通常、商品を顧客に引き渡した時点で、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。商品代金は履行義務の充足時点である商品引渡時に受領しております。

なお、商品の販売のうち、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、当社グループで発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。自社商品券の未使用部分のうち、当社グループが将来において権利を得ると見込む部分（使用が見込まれない部分）については、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。自社ポイント制度に関しては、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

商業不動産賃貸管理等のサービスの提供

当社グループは、ショッピングセンター(SC)の運営や、ビルメンテナンスサービスの提供など、商業施設の開発、運営、管理に関連する事業を展開しております。商業施設におけるサービスの提供は継続的に提供しており履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断していることから、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

のれんの償却方法

発生日以後10年から20年間で均等償却することとしております。なお、金額的重要性に乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

(7) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

(自己株式の取得に関する事項)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、2024年5月16日に自己株式の取得を実施いたしました。なお、自己株式の取得の一部についてファシリティ型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による方法 (以下「本手法」という。) を用いております。本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

1. 本手法の概要

自己株式取得 (ToSTNeT-3) においては、その取得株式数13,000,000株のうち10,866,200株についてSMB C日興証券株式会社 (以下「SMB C日興証券」という。) から買付けを行っております (同社からの自己株式取得を「本自己株式取得 (ASR)」という。) が、SMB C日興証券からの取得分についての当社の実質的な取得価額が、本自己株式取得 (ASR) 後の一定期間の東京証券取引所における当社株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値に99.85%を乗じた価格と等しくなるよう、当社とSMB C日興証券との間でASR出資金額固定型新株予約権及びASR交付株式数固定型新株予約権を用いた調整取引を行っております。

なお、2025年3月12日付でASR出資金額固定型新株予約権が行使されたことに伴い、新株予約権者に当社株式1,860,000株を交付し、本調整取引の結果、当社がファシリティ型自己株式取得における一連の取引を通じて取得した実質的な自己株式の取得株式数は、11,140,000株 (2024年5月16日実施のToSTNeT-3における取得株式数13,000,000株から上記交付株式数を控除した株式数) となりました。また、ASR出資金額固定型新株予約権の行使に伴い、ASR交付株式数固定型新株予約権は行使されず、SMB C日興証券により放棄されました。

2. 会計処理の原則及び手続

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。また、ASR出資金額固定型新株予約権の行使により交付した自己株式については、交付した帳簿価額を連結貸借対照表の純資産の部の自己株式から減額し、減額した自己株式の帳簿価額と新株予約権の行使により払込みを受けた金額との差額を、資本剰余金から減額しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当連結会計年度において、純資産の部に「自己株式」として20,695百万円 (SMB C日興証券から買付けた当社株式は20,189百万円、2025年3月12日にSMB C日興証券に交付した当社株式の帳簿価額減少額は3,458百万円) を計上しました。また、本調整取引に伴い連結貸借対照表の純資産の部に資本剰余金として、負の値で3,458百万円計上しております。

6. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」 (企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分 (その他の包括利益に対する課税) に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。) 第65-2項 (2) ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度の期首の繰延税金資産及び利益剰余金はそれぞれ876百万円増加しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

固定資産の減損は、至近の業績や事業環境の変化、将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの見積りをもとに、減損の兆候の有無や減損損失の認識の要否ならびに減損損失の計上額を判断しております。

将来の事業計画には、近隣の競合他社の出店状況や商圈における人口動向などの外部環境の変化ならびに環境変化に対するコスト削減方策や集客施策の効果等の仮定が含まれております。

これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローの発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき連結貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

有形固定資産	318,847 百万円
無形固定資産	48,379 百万円

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

事業計画には、今後想定される外部環境の変化及び外部環境の変化に対して実施する売上高向上施策の効果等の仮定が含まれております。

これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローや課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき連結貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

繰延税金資産	15,798 百万円
--------	------------

3. のれんの評価

のれんには、当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった寧波阪急商業有限公司の持分を追加取得し連結子会社化した際に発生したものが含まれており、10年の定額法により償却しております。なお、取得原価は、将来の事業計画に基づき算定された超過収益力を反映したものであります。

当該のれんについては、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、割引前将来キャッシュ・フローがのれんを含む資産グループに係る固定資産の帳簿価額を上回っているため減損損失の認識は不要と判断しております。

当該割引前将来キャッシュ・フローは、同子会社の事業計画に基づいており、当該事業計画には、売上高に関する集客施策の効果等の仮定が含まれております。

これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画に達成困難な状況が生じることで、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

のれん	7,234 百万円
上記の内、寧波阪急商業有限公司に係るのれん	6,558 百万円

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 差入保証金のうち128百万円は割賦販売法に基づく供託金であります。

(2) 差入保証金のうち10百万円は宅地建物取引業法に基づく供託金であります。

(3) 差入保証金のうち0百万円は旅行業法に基づく供託金であります。

(4) 差入保証金のうち100百万円は資金決済法に基づく供託金であり、対応する担保付債務は前受金155百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 296,939 百万円

3. 国庫補助金等の圧縮記帳累計額 558 百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

- (1) 再評価の方法 再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号ならびに第4号に定める路線価、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。
- (2) 再評価を行った年月日 2002年2月28日及び2002年3月31日
- (3) 「土地の再評価に関する法律」第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△ 427 百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、当期において以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会社名	資産 グループ名	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
(株)エイチ・ツー・オー 商業開発	旧各務原店 他	店舗 他	岐阜県各務原市他	建物及び構築物	1,315
				車輛及び器具備品	11
				土地	1,295
				その他	94
イズミヤ・阪急オアシス(株)	南千里店 他	店舗 他	大阪府吹田市他	建物及び構築物	545
				車輛及び器具備品	432
				その他	5
エイチ・ツー・オー コミュニケーションNEXT(株)	食サービス事業部	事業用資産	大阪府大阪市	ソフトウェア	279
				ソフトウェア仮勘定	74
				その他	3
(株)阪急阪神百貨店 他	阪神・にしのみや店 他	店舗 他	兵庫県西宮市他	建物及び構築物	805
				車輛及び器具備品	307
				ソフトウェア	26
				ソフトウェア仮勘定	10
				その他	6

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

株式会社エイチ・ツー・オー 商業開発については、使用用途の変更が生じた賃貸不動産又は遊休資産における資産グループ、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は閉店の意思決定を行った賃貸不動産における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

イズミヤ・阪急オアシス株式会社については、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである店舗における資産グループ、閉店の意思決定を行った店舗における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

エイチ・ツー・オー コミュニケーションNEXT株式会社、株式会社阪急阪神百貨店 他については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗等における資産グループ、閉店の意思決定を行った店舗における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

回収可能価額は主に使用価値を使用し、割引率は主に6.2%であります。また、一部の資産グループは正味売却価額を使用しており、不動産鑑定評価基準に準ずる方法等により算定しております。

この結果、グループ合計で5,214百万円を減損損失として会計処理いたしました。

なお、このうち株式会社エイチ・ツー・オー 商業開発やイズミヤ・阪急オアシス株式会社他、店舗閉鎖に係る減損損失1,203百万円は、連結損益計算書においては店舗等閉鎖損失に含めて表示しているため、特別損失の減損損失には4,010百万円を表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	125, 201, 396株	—	—	125, 201, 396株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	9, 965, 972株	15, 037, 677株	22, 020, 885株	2, 982, 764株

- (注) 1. 当連結会計年度増加株式数のうち、自己株式立会外買付取引による取得が15, 035, 500株、
単元未満株式の買取りによる取得が2, 177株であります。
2. 当連結会計年度減少株式数のうち、ストック・オプションの行使による減少が120, 500株、
買増請求による減少が88株、ファシリティ型自己株式取得の調整取引に伴う新株予約権の
行使による減少が1, 860, 000株、関西フードマーケットとの株式交換に伴う交付による減少
が20, 040, 297株であります。

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1, 130, 500株
(内訳)	
ストック・オプションとしての2009年3月発行新株予約権	7, 000株
ストック・オプションとしての2010年3月発行新株予約権	11, 500株
ストック・オプションとしての2011年3月発行新株予約権	17, 000株
ストック・オプションとしての2012年2月発行新株予約権	20, 000株
ストック・オプションとしての2013年3月発行新株予約権	28, 000株
ストック・オプションとしての2014年3月発行新株予約権	29, 000株
ストック・オプションとしての2015年3月発行新株予約権	38, 500株
ストック・オプションとしての2016年3月発行新株予約権	46, 500株
ストック・オプションとしての2017年3月発行新株予約権	59, 000株
ストック・オプションとしての2018年3月発行新株予約権	66, 000株
ストック・オプションとしての2018年6月発行新株予約権	70, 000株
ストック・オプションとしての2019年7月発行新株予約権	90, 000株
ストック・オプションとしての2020年7月発行新株予約権	95, 000株
ストック・オプションとしての2021年7月発行新株予約権	98, 500株
ストック・オプションとしての2021年8月発行新株予約権	34, 000株
ストック・オプションとしての2022年7月発行新株予約権	138, 500株
ストック・オプションとしての2023年7月発行新株予約権	143, 500株
ストック・オプションとしての2024年7月発行新株予約権	138, 500株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5月15日 取締役会	普通株式	1,786	15.50	2024年 3月31日	2024年 6月4日
2024年 11月6日 取締役会	普通株式	2,447	20.00	2024年 9月30日	2024年 11月29日
計		4,233			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年5月13日開催の取締役会にて、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議する予定であります。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 2,688百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 22円 |
| ③ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2025年6月4日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの金融商品に対する取組方針としては、設備投資計画に基づき、主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしており、投機的な取引は行っておりません。

リスク管理体制については、連結子会社である株式会社阪急阪神百貨店では、販売管理要領及び与信管理要領に従い、外商活動から生じた売掛金について、外商部門の所属長が、経理室経理業務部と協力して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社及びその他の連結子会社についても、営業債権である売掛金について、営業各部門の所属長が、同様の管理を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 ※2	88,137	88,137	—
(2) 差入保証金	68,731		
貸倒引当金	△ 2,079		
	66,652	60,294	△ 6,357
資産計	154,789	148,431	△ 6,357
(1) 社債	10,000	9,625	△ 374
(2) 長期借入金 ※3	144,611	140,194	△ 4,417
負債計	154,611	149,819	△ 4,792

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
(1) 非上場株式	8,839
(2) 投資事業有限責任組合への出資	71
計	8,911

※3 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを契約期間等に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 社債及び(2) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債

(2) 長期借入金参照）。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	百貨店 事業	食品 事業	商業施設 事業	その他 事業	調整額 (注3)	合計
顧客との契約から生じる収益	632,148	422,954	21,386	60,507	—	1,136,996
その他の収益	2,811	5,589	10,379	3,856	—	22,636
総額売上高 (注1)	634,959	428,543	31,766	64,363	—	1,159,632
組替額 (注2)	△442,762	△15,880	△1,659	△21,412	3,841	△477,873
外部顧客への売上高	192,197	412,663	30,106	42,951	3,841	681,759

(注) 1. 2022年3月期連結会計年度の期首より適用した「収益認識に関する会計基準」等による影響を除外した従前の基準での売上高を「総額売上高」として記載しております。

(注) 2. 上記の「総額売上高」を、「収益認識に関する会計基準」等による影響を反映した「売上高」に組み替えております。

(注) 3. 事業セグメントで代理人取引として純額表示した外部顧客への売上高のうち連結決算では本人取引となる取引（セグメント間での消化仕入契約に基づく取引）の外部顧客への売上高を連結損益計算書で総額表示に組み替えるための調整額であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 74,705 百万円

連結貸借対照表上、「売掛金」に計上しております。

契約負債 26,534 百万円

連結貸借対照表上、「前受金」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格について、当社グループは商品券・ポイント等の実際の利用に応じて収益を認識します。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,448円54銭

2. 1株当たり当期純利益 295円51銭

その他の注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2024年3月29日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である寧波開発株式会社（以下「寧波開発」という。）の株式を追加取得して同社を子会社化することを決議し、2024年5月20日付で同社の株式を取得しました。

なお、本株式取得に伴い、寧波開発の子会社である寧波阪急商業有限公司（以下「寧波阪急商業」という。）は当社の孫会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

- | | |
|-------------|---------------------|
| ①. 被取得企業の名称 | 寧波開発株式会社 |
| 事業の内容 | 寧波阪急商業有限公司への出資及び融資 |
| ②. 被取得企業の名称 | 寧波阪急商業有限公司 |
| 事業の内容 | 中国浙江省寧波市における商業施設の運営 |

(2) 企業結合を行った主な理由

寧波開発は中華人民共和国浙江省寧波市で商業施設の運営を行う寧波阪急商業へ70.0%の出資を行っております。株式会社海外需要開拓支援機構はこの寧波開発の47.6%の株式を保有し、共同で経営を行ってまいりました。今般、株式会社海外需要開拓支援機構が当社との間で締結している株主間契約書に基づき権利行使の意向を示したことを受け、当社としても寧波阪急事業が当初計画を上回るペースで業績推移していることから、今後の収益事業として期待できるとの見通しにより、権利行使に合意しました。これに伴い、株式会社海外需要開拓支援機構が保有する全株式を当社が取得し、寧波開発を子会社、寧波阪急商業を孫会社とすることといたしました。

(3) 企業結合日

2024年5月20日（みなし取得日2024年3月31日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

寧波開発株式会社	
企業結合日直前に保有していた議決権比率	48.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	47.6%
取得後の議決権比率	95.6%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は12月31日であります。連結決算日との差異が3カ月を超えておらず、本企業結合のみなし取得日を2024年3月31日としていることから、連結損益計算書には被取得企業の2024年4月1日から2024年12月31日までの業績が含まれております。なお、2024年1月1日から2024年3月31日までの業績のうち当社に帰属する部分は持分法による投資利益として計上しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日直前に保有していた株式の企業結合日における時価	16,638百万円
	企業結合日に追加取得した株式の時価	16,500百万円
取得原価		33,138百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 7,984百万円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 30百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

6,815百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間で均等償却

(共通支配下の取引等)

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、当社及び連結子会社である株式会社関西フードマーケット（以下「関西フードマーケット」といい、当社と関西フードマーケットを総称して、以下「両社」という。）は、当社を株式交換完全親会社、関西フードマーケットを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、同日付で、株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

なお、本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、関西フードマーケットにおいては、2024年6月20日開催の関西フードマーケットの定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2024年7月31日を効力発生日として行われました。

また、本株式交換の効力発生日（2024年7月31日）に先立ち、関西フードマーケットの普通株式（以下「関西フードマーケット株式」という。）は、2024年7月29日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2024年7月26日）いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式交換完全子会社の名称 株式会社関西フードマーケット

事業の内容 食品スーパーの運営・管理

(2) 企業結合日

2024年7月31日（みなし取得日2024年7月1日）

(3) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、関西フードマーケットを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社の事業戦略との整合性、両社で発揮可能なシナジー、関西フードマーケットの少数株主の皆様への利益への影響、当社の財務インパクトと株主の利益への影響等の観点から検討した結果、関西フードマーケットを株式交換により完全子会社化し、更なる協業体制の強化による経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、更に踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、関西フードマーケットグループを含んだ当社グループ全体の企業価値向上を目指すことが最善であるとの結論に至り、非支配株主が保有する株式を全て追加取得いたしました。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理いたしました。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（当社普通株式） 47,735百万円

取得原価 47,735百万円

(2) 株式の種類別の交換比率及び交付株式数

当社 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全親会社)	関西フードマーケット (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付した株式数	当社の普通株式：20,040,297株	

関西フードマーケット株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付いたしました。

なお、本株式交換契約においては、本株式交換の効力発生日（2024年7月31日）の前日の株主に対して、関西フードマーケット株式1株当たり100円の特別配当を2024年10月10日に実施いたしました。

(3) 株式交換比率の算定方法

上記に記載の株式交換比率に関して、当社は、SMB C日興証券を、両社から独立した利害関係のない第三者算定機関として、選定いたしました。

SMB C日興証券は、両社について、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を採用して算定を行いました。

当社においては、当該第三者算定機関から取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである弁護士法人西村あさひ法律事務所からの助言、当社が関西フードマーケットに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、本株式交換と併せて実施された上記特別配当を勘案しつつ慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、株主の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

(4) 交付株式数

20,040,297株

4. 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

10,561百万円

貸 借 対 照 表

2025年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	502,306	(負 債 の 部)	280,077
流 動 資 産	65,302	流 動 負 債	146,169
現 金 及 び 預 金	30,261	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	46,214
営 業 未 収 入 金	5,594	未 払 金	4,001
前 払 費 用	339	未 払 費 用	182
短 期 貸 付 金	27,740	未 払 法 人 税 等	3,004
1 年 内 回 収 予 定 の 長 期 貸 付 金	6,394	前 受 金	94
そ の 他	1,273	預 り 金	92,265
貸 倒 引 当 金	△6,301	賞 与 引 当 金	344
		役 員 賞 与 引 当 金	54
固 定 資 産	437,004	そ の 他	8
有 形 固 定 資 産	38,386		
建 物 及 び 構 築 物	7,891	固 定 負 債	133,907
車 輦 及 び 器 具 備 品	3,501	社 債	10,000
土 地	26,631	長 期 借 入 金	96,430
建 設 仮 勘 定	362	繰 延 税 金 負 債	26,548
無 形 固 定 資 産	23,913	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	274
ソ フ ト ウ ェ ア	16,675	退 職 給 付 引 当 金	33
施 設 利 用 権	24	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	486
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	7,214	長 期 未 払 金	12
投 資 そ の 他 の 資 産	374,704	長 期 預 り 保 証 金	122
投 資 有 価 証 券	74,598		
関 係 会 社 株 式	250,072	(純 資 産 の 部)	222,229
関 係 会 社 出 資 金	10,762	株 主 資 本	172,761
長 期 貸 付 金	53,258	資 本 金	17,796
差 入 保 証 金	310	資 本 剰 余 金	103,499
長 期 前 払 費 用	2	資 本 準 備 金	72,495
そ の 他	50	そ の 他 資 本 剰 余 金	31,004
貸 倒 引 当 金	△14,350	利 益 剰 余 金	57,012
		利 益 準 備 金	4,429
		そ の 他 利 益 剰 余 金	52,582
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	5,557
		別 途 積 立 金	29,054
		繰 越 利 益 剰 余 金	17,970
		自 己 株 式	△ 5,546
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	48,004
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	47,408
		土 地 再 評 価 差 額 金	596
		新 株 予 約 権	1,462
合 計	502,306	合 計	502,306

損 益 計 算 書

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金 収 入	8,247	
グループ運営負担金収入	3,670	
システム使用料収入	9,047	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,570	23,535
営 業 費 用		20,533
営 業 利 益		3,002
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	759	
受 取 配 当 金	1,578	
そ の 他	170	2,508
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,053	
匿名組合投資損失	2,443	
そ の 他	263	3,760
経 常 利 益		1,749
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	14,540	14,540
特 別 損 失		
関係会社投資等損失	2,061	
減 損 損 失	236	
固定資産除却損	205	
子会社株式売却関連費用	196	2,700
税 引 前 当 期 純 利 益		13,589
法人税、住民税及び事業税		2,964
法 人 税 等 調 整 額		△ 794
当 期 純 利 益		11,419

株主資本等変動計算書

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株 資 合	主 本 計
		資 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 剰 合 余 本 金 計	利 準 備 益 金	その他利益剰余金			利 剰 合 余 益 金 計			
						固定資 産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 利 剰 余 越 益 金				
当期首残高	17, 796	72, 495	19, 856	92, 351	4, 429	5, 651	29, 054	10, 691	49, 825	△13, 768	146, 204	
当期変動額												
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△4, 233	△4, 233	—	△4, 233	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	11, 419	11, 419	—	11, 419	
自己株式の取得・処分	—	—	△3, 492	△3, 492	—	—	—	—	—	△24, 872	△28, 365	
株式交換による変動	—	—	14, 641	14, 641	—	—	—	—	—	33, 094	47, 735	
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△20	—	20	—	—	—	
税率変更による固定資産圧縮積立金の減少	—	—	—	—	—	△72	—	72	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	11, 148	11, 148	—	△93	—	7, 279	7, 186	8, 222	26, 557	
当期末残高	17, 796	72, 495	31, 004	103, 499	4, 429	5, 557	29, 054	17, 970	57, 012	△5, 546	172, 761	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	43,836	604	44,440	1,351	191,996
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,233
当期純利益	—	—	—	—	11,419
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	△28,365
株式交換による変動	—	—	—	—	47,735
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
税率変更による固定資産圧縮積立金の減少	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,572	△7	3,564	111	3,675
当期変動額合計	3,572	△7	3,564	111	30,232
当期末残高	47,408	596	48,004	1,462	222,229

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ	時価法
有 価 証 券	
子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
関係会社出資金	匿名組合出資については「6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産	
リース資産以外の有形固定資産	主として定率法 なお、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法を採用しております。
リ ー ス 資 産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。
無 形 固 定 資 産	定額法

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役 員 賞 与 引 当 金	役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
退 職 給 付 引 当 金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。
関係会社事業損失引当金	関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する貸付金等債権を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にグループ各社への監督・指導及びシステム管理を行っており、約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で、各会社等へのサービス提供に応じて収益を認識しております。

また、不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

匿名組合出資の会計処理 匿名組合出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「関係会社出資金」として計上しております。なお、匿名組合が獲得した純損益について、持分相当額を営業外損益に計上するとともに、同額を「関係会社出資金」に加減算しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

固定資産の減損は、至近の業績や事業環境の変化、将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの見積りをもとに、減損の兆候の有無や減損損失の認識の可否ならびに減損損失の計上額を判断しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュフローや金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

当該見積りに基づき貸借対照表に計上した金額は以下のとおりであります。

有形固定資産	38,386 百万円
無形固定資産	23,913 百万円

2. 関係会社株式の評価

当事業年度において、関連会社であった寧波開発株式会社の株式を、当社が追加取得したことにより、関係会社株式27,330百万円を計上しております。なお、当該取得原価には同社の子会社である寧波阪急商業有限公司の将来の事業計画に基づき算定された超過収益力を反映したものであります。

関係会社株式については、超過収益力を反映した実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の可否を判断しております。当事業年度末においては、超過収益力を反映した実質価額と取得原価を比較した結果、減損処理を行っておりません。

超過収益力を反映した実質価額については、寧波阪急商業有限公司の将来の事業計画に基づいて見積っており、当該事業計画における仮定の内容は、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」3. のれんの評価 に記載のとおりであります。

これらの仮定については、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画に達成困難な状況が生じることで、見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表における関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当該見積りに基づき貸借対照表に計上した金額は以下のとおりであります。

関係会社株式	250,072 百万円
上記の内、寧波開発株式会社にかかる関係会社株式	27,330 百万円

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,798 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	40,036 百万円
短期金銭債務	92,522 百万円
長期金銭債権	53,256 百万円
3. 国庫補助金等の圧縮記帳累計額 225 百万円
4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - (1) 再評価の方法 再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。
 - (2) 再評価を行った年月日 2002年2月28日
 - (3) 「土地の再評価に関する法律」第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 198 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営 業 収 益	23,186 百万円
営 業 費 用	1,794 百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,730 百万円
2. 減損損失

当社は、当事業年度において以下の減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	減損損失
賃 貸 用 施 設	建物及び構築物	兵庫県	14百万円
賃 貸 用 施 設	建物及び構築物 車輛及び器具備品	大阪府	221百万円

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、賃貸用施設等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

賃貸用施設（兵庫県）については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

賃貸用施設（大阪府）については、使用用途の変更により回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

賃貸用施設（兵庫県）における回収可能価額は正味売却価額を使用し、不動産鑑定評価基準に準ずる方法等により算定しております。

賃貸用施設（大阪府）における回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零として評価しております。

この結果、236百万円を減損損失として計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,965,972株	15,037,677株	22,020,885株	2,982,764株

- (注) 1. 当期増加株式数のうち15,035,500株は自己株式立会外買付取引による取得、2,177株は単元未満株式の買取りによる取得であります。
2. 当期減少株式数のうち20,040,297株は関西フードマーケット株式との株式交換による処分、1,860,000株はA S R出資金額固定型新株予約権行使による処分、120,500株はストックオプションの行使による処分、88株は単元未満株式の買増し請求による処分であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

会社分割に伴う子会社株式	8,923 百万円
貸倒引当金	6,505 百万円
関係会社投資等損失引当金	153 百万円
匿名組合投資損失	1,153 百万円
その他	5,030 百万円
繰延税金資産 小計	21,766 百万円
評価性引当額	△ 21,629 百万円
繰延税金資産 合計	136 百万円

(繰延税金負債)

退職給付信託資産(株式)の返還に伴う	△ 2,327 百万円
投資有価証券評価益	
固定資産圧縮積立金	△ 2,555 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 21,800 百万円
グループ法人税制に基づく資産譲渡益の繰延	△ 1 百万円
繰延税金負債 合計	△ 26,685 百万円
繰延税金負債の純額	△ 26,548 百万円

2. 税効果会計に使用する法定実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の30.6%から31.5%に変更しております。

この変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は758百万円増加し、法人税等調整額が135百万円増加、その他有価証券評価差額金が622百万円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は7百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)阪急阪神百貨店	(所有) 直接100%	役員の兼任	CMSによる資金の預り	13,988	預り金	33,783
				CMSによる利息の支払	17		
				システム使用料の受取	4,580	営業 未収入金	735
	(株)関西フードマーケット	(所有) 直接100%	役員の兼任	CMSによる資金の貸付	4,472	短期貸付金	15,089
				CMSによる利息の受取	52		
	イズミヤ・阪急オアシス(株)	(所有) 間接100%	役員の兼任	CMSによる資金の預り	5,819	預り金	9,218
				CMSによる利息の支払	16		
				システム使用料の受取	3,296	営業 未収入金	556
	(株)関西スーパーマーケット	(所有) 間接100%	役員の兼任	CMSによる資金の預り	7,519	預り金	7,519
				CMSによる利息の支払	0		
	(株)エイチ・ツー・オー商業開発	(所有) 直接100%	役員の兼任	長期資金の貸付	5,122	長期貸付金 (1年内回収予定も含む)	39,448
				長期資金の回収	13,592		
				長期資金貸付による利息の受取	378		
	(株)阪急阪神百貨店友の会	(所有) 直接100%	役員の兼任	CMSによる資金の預り	475	預り金	24,965
				CMSによる利息の支払	430		
	(株)カンソー	—	—	CMSによる資金の返済	6,270	預り金	—
				CMSによる利息の支払	5		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）による取引及び長期貸付による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、CMSによる取引金額については前事業年度末残高からの増減額を表示しております。
2. 余剰資金の預りについては、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、CMSによる取引金額については前事業年度末残高からの増減額を表示しております。
3. システム使用料の取引金額については、システムに関する諸費用の実費相当額となっております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,806円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 96円85銭 |

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 10 日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 達 哉
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 玉 垣 奈 津 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 10 日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 成 本 弘 治

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 城 戸 達 哉

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 玉 垣 奈 津 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の実地調査に加え子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 後 藤 健 志 ㊞

社外取締役監査等委員 番 尚 志 ㊞

社外取締役監査等委員 中 野 健二郎 ㊞

社外取締役監査等委員 石 原 真 弓 ㊞

社外取締役監査等委員 関 口 暢 子 ㊞